

手荷物一時預り約款

(一社) 阪南市観光協会

阪南観光を快適に行っていただくため、お荷物を一時お預かりします。
ご利用の場合は当約款によるものとします。

1. 預入できないもの

- (1) 現金その他、貴重品、有価証券類、パスポート、その他貴重品と判断したもの
- (2) 遺骨、位牌、美術品全般
- (3) 動物・植物・魚介類
- (4) 揮発性、または爆発物等の危険品及び化学薬品類等
- (5) 鉄砲、刀剣類及び犯罪の用に供されるおそれのあるもの
- (6) 臭気を発するもの、腐敗・変質しやすいもの、不潔なもの
- (7) 法律で所持携帯を禁じられたもの
- (8) その他保管に適さないと認められるもの



2. 預入料金

1日1個1回につき500円(縦+横+高さの合計が160cmまでで重量25kg以下のものに限る)

3. 預入期間

預入時から当日午後5時まで

※当日、預入期間を過ぎた場合、1回分の追加料金を加算します。以後同等。

4. 預入期間経過後の処理

預入期間を超え、なお連絡のない場合、預入開始日から数えて7日保管します。
但し、この場合もこの約款の規定によります。

5. 預入できない物を預けた場合等の処理

預入期間中及び預入期間経過後の保管中において、その預入品が第1項(預入できないもの)に該当する疑いのあるときは、当方においてその実情に応じ、開披、保管破棄、そのほか適切な処理をすることがあります。

6. お引取りのない場合等の処理

7日を経過してもお引取りのない預入品は、当方において所定の処分をし、その代金は保管料その他の費用に充当します。

7. 事故による責任

次の各号の場合は、預入品の滅失、または毀損等の損害を生じても当方はその責任を負いません。

- (1) 1. (預入できないもの)に掲げる品への滅失、または毀損等の損害
- (2) 天災事変等の不可抗力による場合
- (3) 司法権等の発動により関係官公署から、週用品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- (4) 第三者の不法行為による滅失又は毀損等の損害
- (5) その他、当方の責めに帰さない場合

8. その他

期間経過の預入品のお引渡し場所及びお問合せ場所

(一社)阪南市観光協会

住所: 阪南市尾崎町2-2-11-201

TEL: 072-447-5547

営業時間: 平日午前9時～午後5時30分

手荷物一時預り証(正)

※私は貴協会の手荷物一時預り約款を了解した上で
手荷物を一時預けます。

署名:

※手荷物取扱時間: 平日午前9時～午後5時

手荷物一時預り証(副)

※私は貴協会の手荷物一時預り約款を了解した上で
手荷物を一時預けます。

署名:

携帯電話:

住所:

※手荷物取扱時間: 平日午前9時～午後5時

係
印